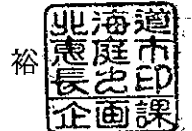


恵庭市告示第〔 〕号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月7日

恵庭市長 原田



1. 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号

サンマリオンタワー11階

株式会社 JTB

2. 委託した歳入の徴収又は収納事務

企業版ふるさと納税（インターネットを利用して納付されるものに限る。）

3. 委託する期間

令和5年2月3日から令和5年3月31日まで